

埼玉県高等学校体育連盟

テニス専門部規定

第1章 事業

第1条 主催埼玉県高等学校体育連盟、主管テニス専門部の事業

- (1) 全国高等学校総合体育大会テニス競技埼玉県予選会(インターハイ予選)
(以下 全国高校大会埼玉県予選)
- (2) 学校総合体育大会兼関東高等学校テニス大会埼玉県予選会(関東大会予選)
(以下 関東高校大会埼玉県予選)
- (3) 埼玉県高等学校テニス競技新人大会兼関東選抜高校テニス大会埼玉県予選会(新人大会)
(以下 新人高校埼玉県大会)
- (4) 「さいたまコバトンカップ」高校チーム対抗戦関東強化大会(コバトンカップ)
- (5) 埼玉県高校1年生チーム対抗戦(1年生大会)
- (6) 埼玉県教員対象指導者講習会
- (7) 県内高校生・教員のテニス技術・強化に関する事業
- (8) テニス競技の普及を目的とした事業
- (9) 埼玉県テニス協会との連携とその事業に対する協力
- (10) その他、部の目的を達成するに必要な事業

第2章 役員規定

第2条 埼玉県高等学校体育連盟テニス専門部 規定

- (1) 本専門部は、県内高等学校(全日制、定時制、通信制)をもって組織する。
- (2) 本専門部に次の役員をおく。
部長1名、委員長1名、副委員長若干名、地区委員長4名(東西南北各地区1名)、研究部1名、顧問(歴代委員長)、常任委員必要数。常任委員は各地区委員より選出し、本連盟の中心的運営を担う。
- (3) 本専門部に次の組織(部)をおく。
競技進行部、審判部、強化部、庶務部、記録部、会計部、WEB部

第3条 埼玉県高等学校体育連盟テニス専門部 総務部規定

- (1) 総務部は、委員長、副委員長、各地区委員長、各部部長、会計部長、WEB部長、顧問により構成され、常任委員を代表する。
- (2) 総務部役員の任期は1期4ヶ年とし、再任を妨げない。総務部会で決定し、常任委員会に提案する。ただし、各地区や各部の状況に応じ、年度毎に都度検討し決定する。

第3章 倫理規定

第4条 埼玉県高校テニス部員の倫理規定

- (1) 選手及び応援の者は、「埼玉県高校テニス部員」とであるという自覚を持ち、常にスポーツマンシップに則り行動することを心掛ける。
- (2) 選手及び応援の者は、日頃から「挨拶」することを心掛け、特に試合会場では他校生徒、顧問、保護者、公園管理者等への挨拶を積極的に行い、清々しい環境作りに貢献する。
- (3) 選手は、ラケットで地面(コートサーフェス)、ネット、フェンス、ベンチ等を叩く行為をしてはならない。事実があった場合は、コードバイオレーションを適応し、悪質な場合は失格とする。
- (4) 選手は、ボールを地面(コートサーフェス)、ネット、フェンス等に打ち付ける行為をしてはならない。事実があった場合は、コードバイオレーションを適応し、悪質な場合は失格とする。
- (5) 選手は、相手選手、審判への誹謗、中傷、威嚇となる暴言をしてはならない。事実があった場合は、コードバイオレーションを適応し、悪質な場合は失格とする。
- (6) 選手は、各学校の校則で定める身なりで試合に出場しなければならない(試合会場への移動時を含む)。
- (7) 選手は、本人がテニス・ウェア(試合の出来る服装)で受付を行わなければならない。本人以外が受付を行った場合は、当該校への厳重な対応を総務部で検討し、専門委員長が裁定を下す。
- (8) 選手は、本人が試合に出場しなければならない。本人以外が出場していた場合は、当該校への厳重な対応を総務部で検討し、専門委員長が裁定を下す。
- (9) 選手は、原則として各支部大会、地区大会、県大会に出場しなければならない。上位大会等、他の大会に出場する場合は、当該校顧問は必ず専門委員長に連絡しなければならない。ただし、(第10章 大会参加における例外規定)の適応を受ける場合がある。
- (10) 選手は、反社会的行為、法律で禁じられている行為、校則に違反する行為、社会的マナーに反する行為をしてはならない。

第4章 服装・用具規定

第5条 第1条(1)～(5)の大会及び各地区、各支部大会の服装の規定

- (1) 詳細は、「TENNIS RULE BOOK」に準ずる。
- (2) 学校ジャージ・体育着は認めない。
- (3) テニス・ウェアの個人名は認めない。学校名称・校章は、規定の大きさの範囲内であれば認める。

- (4) スtringスのステンシルは認めない。
- (5) ベンチコーチに入る生徒は、テニス・ウェア(ウォームアップスーツ含む)とする。制服や私服でベンチに入ることはいない。
- (6) 選手が上記規定に反する服装で試合に出場しようとする場合は、直ちにレフェリーは着替えさせる(女子に関しては、着替える場所と時間に関しては配慮する)。着替えられない場合は、出場することはできない。
- (7) 試合会場への移動は、制服か顧問が認めたテニス・ウェア(ウォームアップスーツ、スポーツウェア等)とする。

第5章 応援規定

第6条 第1条(1)～(5)の大会及び各地区、各支部大会の応援の規定

- (1) 相手校、相手選手への誹謗、中傷、威嚇するような応援は認めない。
- (2) 個人戦では、組織的な応援を認めない。拍手や個人での自然発生的な応援のみとする。
- (3) 団体戦では、組織的な応援を認める。
 - ①歌や連呼による応援は、各試合の開始前(ウォーミング・アップ時)のみ認める。
 - ②組織的な応援は、各ポイント間1回のみ認める。ただし、歌のようなリズムがある応援は、歌とみなし認めない。
 - ※組織的な応援・・・「(1名が)〇〇1本先行！(他の者が)先行！」など。
 - ※歌や連呼による応援は、レフェリーの判断により対戦の前のみにする場合がある。
- (4) 会場によっては、応援が制限されている場合がある。その際はレフェリーの指示に従う。
- (5) 上記規定には反する応援をしている場合は、直ちにレフェリーは応援を止めさせる。繰り返される場合は、当該校の応援を禁ずる場合がある。

第6章 審判規定

第7条 第1条(1)～(5)の大会及び各地区、各支部大会の審判の規定

- (1) 選手は、審判できることを試合に出場できる条件とする。審判できない者は、試合に出場できない。顧問は責任を持って、審判できるように指導しなければならない。
- (2) 審判は「埼玉県高体連テニス専門部スコアカード」(以下スコアカード)を使用し、試合終了後直ちにスコアカードを大会本部に提出し、結果を報告する。
- (3) 選手は、審判を行うために筆記用具、時計を試合会場に携行する。筆記用具は、スコアカード記入用、時計はアップ、ポイント間、エンドチェンジ間の時間計測用とする。
- (4) 審判は、SCU(ソロ・チェア・アンパイア)制(1名)で行う。ただし、会場が複数ある場合や選手以外の部員がいない場合は、セルフジャッジで行うことを認める場合がある。

- (5) 審判は、自信を持って大きな声で行う。
- (6) 審判は、判断を迷うことが起きた場合は、レフェリーに判断を仰ぐことができる。その際、審判は直ぐに大会本部に申し出る。大会本部において、レフェリーは常に試合に注意を払い、何かあった場合は直ぐに対応できる準備をしておく。
- (7) 選手、ベンチコーチは審判の判断に抗議することはできない。ただし、確認や質問をすることはできる。また、ルール上の問題に対して審判やレフェリーに提訴できる。
- (8) 審判は、各会場での1ラウンド目の試合は当該校で行う。2ラウンド目以降は、個人戦では敗者審判、団体戦では敗者校審判とする。ただし、順位戦、リーグ戦の場合は当該校審判とする。当該校は審判要員を準備しておく。
- (9) 審判を行う際の服装は、制服かテニス・ウェアとする。

第7章 個人戦規定

(第1節 関東高校大会埼玉県予選)

第8条 組合せ作成の配慮事項

- (1) 単128本を8ブロック(A～H)、複64本を4ブロック(A～D)に分けて、各ブロックに各地区の本数がバランス良く入るようにする。
- (2) 同一校は離す。複数出場している場合は、各ブロックにバランス良く入れる。特に2回戦では当たらないようにする。
- (3) シード選手や各地区上位選手において、同一地区の対戦は上位ラウンドでもなるべく避ける。

第9条 組合せ作成原則

- (1) 選手は原則として東・西・南・北地区予選を経て県大会に出場する。
- (2) 出場数は単128(地区割当64+ボーナス64)、複64(32+32)とする。
- (3) ボーナスは前年度新人大会の1回戦勝者の本数が各地区に与えられる。
- (4) 各地区は県大会出場者に順位をつけておく。順位は特別な事情(上位大会出場・悪天候など)を除き、順位戦により決定する。
- (5) 1回戦で、同一地区は当たらない。
- (6) シードは単8、複4を目安とする。
- (7) シードは前年度新人大会、直前の地区大会、埼玉県ジュニア(各都道府県ジュニア)を参考資料とする。
- (8) 新入生、転入生等で実績のある選手がいた場合は、シードの対象とし別個審議する。
- (9) シード選手が抽選の場合は、上位ラウンドでの同校対戦をできるだけ避ける。

第10条 組合せ作成の作業手順(単)

- (1) シードを入れる。
 - ①8本を満たさない場合はシード候補者の中から抽選。
 - ②8本を超過した場合は、9以下のランクでの地区割当をしたと見なす。
- (2) 新人大会の戦績を資料として、1～16の各地区の本数を割り振る。ただしシード選手の本数は既に数えた見なす。入れる順番は資料で比較できる場合は比較し、できない場合は抽選。抽選の際、なるべく同一地区は離す。ただし同一地区が複数本の時は地区順位を尊重して入れる。以下同様。
- (3) 17～24、25～32の16本を地区割当で入れる。各地区を約半分にして上位と下位グループに分け約8名ずつ抽選で入れる。奇数の場合は上位・下位の人数割りを最初に抽選する。以下同様。
- (4) 33～40、41～48の16本を地区割当で入れる。各地区の本数は前回新人大会ベスト64に入った人数を2で割った数。奇数の場合は繰り上げとする。
- (5) 各地区下位1～2番の計8本を抽選により1～8シードに当てる。
- (6) 各地区下位3～4番の計8本を抽選により9～16シードに当てる。
- (7) 各地区下位5～6番の計8本を抽選により、2回戦で1～4シードと当たる位置に入れる。
- (8) 各地区下位7～8番の計8本を抽選により、2回戦で5～8シードと当たる位置に入れる。
- (9) 各地区下位9～10番の計8本を抽選により、2回戦で9～12シードと当たる位置に入れる。
- (10) 各地区下位11～12番の計8本を抽選により、2回戦で13～16シードと当たる位置に入れる。
- (11) 各地区下位13～16番の計16本を抽選により、17～32シードと当てる。
- (12) 残りは配慮事項を考慮しながら抽選で入れる。

第11条 組合せ作成の作業手順(複)

- (1) シードを入れる。
 - ①4本を満たさない場合はシード候補者の中から抽選。
 - ②4本を超過した場合は、5以下のランクでの地区割当をしたと見なす。
- (2) 5～8の4本を地区割当で入れる。資料で比較できる場合は比較し、できない場合は抽選。抽選の際、なるべく同一地区は離す。ただし同一地区が複数本の時は地区順位を尊重して入れる。以下同様。
- (3) 9～16の8本を地区割当で入れる。
- (4) 17～24の8本を地区割当で入れる。各地区の本数は前回新人大会ベスト32に入った人数を2で割った数。奇数の場合は繰り上げとする。
- (5) 各地区下位1～2番の計8本を抽選により1～8シードに当てる。

- (6) 各地区下位3～4番の計8本を抽選により、2回戦で1～4シードと当たる位置に入れる。
- (7) 各地区下位5～6番の計8本を抽選により、2回戦で5～8シードと当たる位置に入れる。
- (8) 各地区下位7～8番の計8本を抽選により、9～16シードに当てる。
- (9) 残りは配慮事項を考慮しながら抽選で入れる。

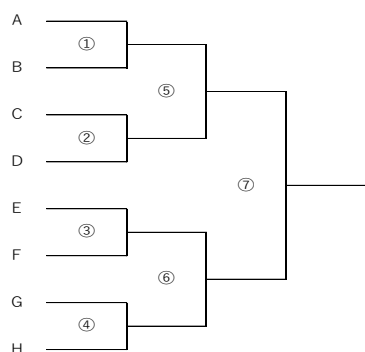
第12条 試合方式

- (1) 全て1セットマッチとする。
- (2) 代表選手の決定方式を次のように定める。

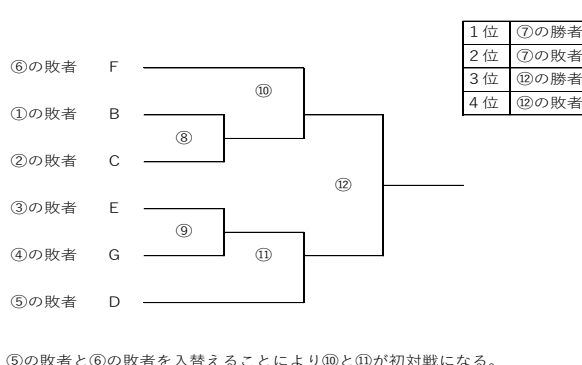
[a] シングルス

- ①トーナメントを行い、優勝、準優勝を決める。
- ②準決勝の敗者と準々決勝敗者で3位決定トーナメントを行う。詳細は次の通りとする。

本トーナメント（ベスト 8 以上）

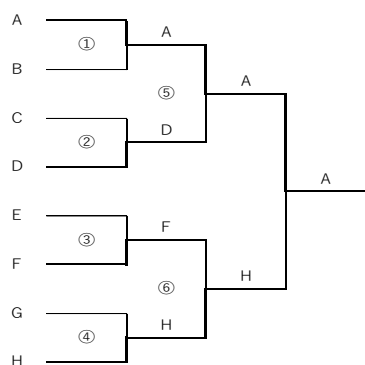


3 位決定トーナメント

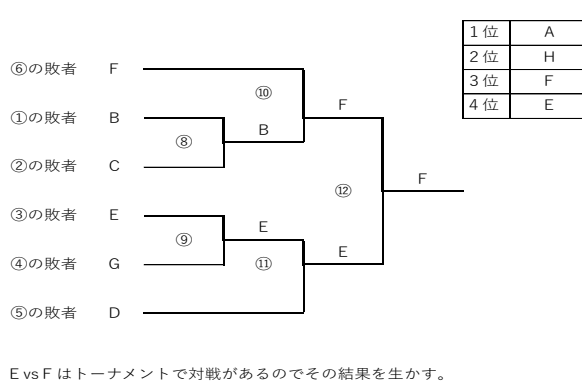


(例)

本トーナメント（ベスト 8 以上）



3 位決定トーナメント



[b] ダブルス

- ①A～Dの各ブロック1位のペアが、4ペアでリーグ戦を行う。
- ②試合順は、1試合目はAB、CD、2試合目は1試合目の勝者と敗者、3試合目は残りの試合。
- ③3ペアの勝敗が並んだ場合の順位決定方法は、第1は取得ゲーム率、第2は総得ゲーム数とする。
- ④2ペアの勝敗が並んだ場合は、直接対戦の勝敗通りとする。
- ⑤1位～4位を決め、代表選手を決定する。

第13条 補欠選手

- (1) 地区予選にてシングルスはベスト64、ダブルスはベスト32に入り県大会出場できなかった選手で県大会出場選手を有する学校から地区委員長が選出する。
- (2) 県大会が多会場の場合もあるので、会場ごとの補欠人数の上限下限は設定しない。各会場の割り振りは組み合わせ作成時にいき、補欠名簿作成をレフェリーは行う。
- (3) 団体戦でのポイントはそのまま補欠出場選手に与える。

- (4) 補欠選手の補充は、組み合わせ作成時までは地区順位上位の選手、大会前日までは県大会出場選手を有する学校の中で地区順位上の選手、当日は名簿通りとする。

(第2節 全国高校大会埼玉県予選)

第14条 組合せ作成の配慮事項

- (1) 抽選の際の注意。
- ①1回戦では、関東予選との同対戦を避ける。
- ②特別な場合(怪我によるリタイアなど)は別個審議する。

第15条 組合せ作成原則

- (1) 関東高校大会埼玉県予選において単ベスト32、複ベスト16の選手が出場する。
- (2) シード順位について、単1～8、複1～4は関東高校大会予選の順位通り。
- (3) 単は関東高校大会予選ベスト16の選手を、9～16シードの位置に入れる。
- (4) 複は関東高校大会予選ベスト8の選手を、5～8シードの位置に入れる。
- (5) 単17～32、複9～16を抽選で入れる。

第16条 組合せ作成の作業手順

- (1) 単は関東高校大会予選ベスト16の選手を、ポイント(関東高校大会予選シード資料より)を見て上4人と下4人に分け、9～12、13～16シードの位置に入れる。ただし、1回戦での関東高校大会予選の対戦は避ける。シード選手は、別個審議する。
- (2) 複は関東高校大会予選ベスト8の選手を、ポイントを見て5～8シードの位置に入れる。ただし、1回戦での関東高校大会予選の対戦は避ける。
- (3) 単17～32、複9～16を抽選で入れる。ただし、関東高校大会予選時のシード選手は、単は2回戦(8決め)で5～8シードに当たるように入れ、複は2回戦(4決め)で3～4シードに当たるように入れる。

第17条 補欠選手(欠場選手が出た場合の扱い)

- (1) 直前の常任委員会前に欠場選手が出た場合は、関東高校大会埼玉県予選においてシングルスベスト64以下、ダブルスベスト32以下で敗退した選手うち、当該地区予選における順位が上の選手から順に地区委員長が選出する。
- (2) 直前の常任委員会後に欠場選手が出た場合は、補充は行わない。

第18条 試合方式

(1) 1回戦から準決勝、順位決定戦、8ゲームプロセットマッチ。決勝、3セットマッチ。

(2) ダブルスのみ、ノード方式で行う。

(2) 代表選手の決定方式を次のように定める。

[a] シングルス

①トーナメントを行い、優勝(1位)、準優勝(2位)を決める。

②準決勝の敗者同士で3位決定戦を行う。勝者は3位、敗者は4位。以上4名代表選手とする。

③(5人以上出場できる場合)準々決勝敗者4人で5～8位決定戦を行う。

[b] ダブルス

①トーナメントを行い、優勝、準優勝を決める。以上2組を代表選手とする。

②(3組以上出場できる場合)準決勝の敗者同士で3位決定戦を行う。勝者は3位、敗者は4位。

(第3節 新人高校埼玉県大会)

第19条 組合せ作成の配慮事項

(1) 単128本、複64本を各地区の本数がバランス良く入るようにする。

(2) 同一校は離す。複数出場している場合は、バランス良く入れる。特に2回戦では絶対に当たらないようにする。

(3) シード選手や各地区上位選手において、同一地区の対戦は上位ラウンドでもなるべく避ける。

第20条 組合せ作成原則

(1) 選手は原則として東・西・南・北地区予選を経て県大会に出場する。

(2) 出場数は、単128(地区割当64+ボーナス64)、複64(32+32)とする。

(3) ボーナスは当年度の関東高校大会埼玉県予選の1回戦勝者の本数が各地区に与えられる。

(4) 各地区は県大会出場者に順位をつけておく。順位は特別な事情(上位大会出場・悪天候など)を除き、順位戦により決定する。

(5) 1回戦で、同一地区は当たらない。

- (6) シードは単8、複4を目安とする。
- (7) シードは当年度の関東高校大会予選、全国高校大会予選、直前の地区大会を参考資料とする。
- (8) 単9以下、複5以下をその年の関東予選の一、二年生出場者全員の戦績に基づき、東西南北の各地区に割り振る。
- (9) シード選手が抽選の場合は、上位ラウンドでの同校対戦をできるだけ避ける。

第21条 組合せ作成の作業手順(単)

- (1) シードを入れる。
 - ①8本を満たさない場合はシード候補者の中から抽選。
 - ②8本を超過した場合は、9以下のランクでの地区割当をしたと見なす。
- (2) その年の関東予選の一、二年生の戦績を資料として、1～32の各地区の本数を割り振る。ただしシード選手の本数は既に数えた見なす。また入れる順番は資料で比較できる場合は比較し、できない場合は抽選。抽選の際、なるべく同一地区は離す。ただし同一地区が複数本の時は地区順位を尊重して入れる。

例えば、ベスト32の一、二年生の本数が東4、西3、南2、北4とするとシードを含めて13名を入れる。14以下は次の段階。
- (3) 33～64の各地区の本数を割り振る。
- (4) 65～128の本数を割り振る。ただし、ここまでで入る本数は、48人(48シード)までとし、49人以上になる場合はこの段階で、各地区から入る本数をバランスよく減らすことで調整する。 ※49人以上入れてしまうと、(7)～(10)の作業ができなくなる。
- (5) 各地区下位1～2番の計8本を抽選により1～8シードに当てる。
- (6) 各地区下位3～4番の計8本を抽選により9～16シードに当てる。
- (7) 各地区下位5～6番の計8本を抽選により、2回戦で1～4シードと当たる位置に入れる。
- (8) 各地区下位7～8番の計8本を抽選により、2回戦で5～8シードと当たる位置に入れる。
- (9) 各地区下位9～10番の計8本を抽選により、2回戦で9～12シードと当たる位置に入れる。
- (10) 各地区下位11～12番の計8本を抽選により、2回戦で13～16シードと当たる位置に入れる。
- (11) 各地区下位13～16番の計16本を抽選により、17～32シードと当てる。
- (12) 残りは配慮事項を考慮しながら抽選で入れる。

第22条 組合せ作成の作業手順(複)

(1) シードを入れる。

①4本を満たさない場合はシード候補者の中から抽選。

②4本を超過した場合は、5以下のランクでの地区割当をしたと見なす。

(2) その年の関東予選の一、二年生の戦績を資料とする。ただし3年生とのペアの場合は、0.5本と数える。(少数は繰り上げ)

(3) 1～16の各地区の本数を割り振る。ただしシード選手の本数は既に数えたと見なす。また入れる順番は資料で比較できる場合は比較し、できない場合は抽選。抽選の際、なるべく同一地区は離す。ただし同一地区が複数本の時は地区順位を尊重して入れる。

※例えば、ベスト16の一、二年生の本数が東2、西2、南1、北2とするとシードを含めて7本を入れる。8以下は次の段階。

(4) 17～32の各地区の本数を割り振る。

(5) 33～64の各地区の本数を割り振る。ただし、ここまでで入る本数は、24本(24シード)までとし、25本以上になる場合はこの段階で、各地区から入る本数をバランスよく減らすことで調整する。※25本以上入れてしまうと、(7)～の作業ができなくなる。

(6) 各地区下位1～2番の計8本を抽選により1～8シードに当てる。

(7) 各地区下位3～4番の計8本を抽選により、2回戦で1～4シードと当たる位置に入れる。

(8) 残りは配慮事項を考慮しながら抽選で入れる。

第23条 試合方式

(1) 全て1セットマッチとする。

第24条 補欠選手

(1) 地区予選にてシングルスはベスト64、ダブルスはベスト32に入り県大会出場できなかった選手で県大会出場選手を有する学校から地区委員長が選出する。

(2) 県大会が多会場の場合もあるので、会場ごとの補欠人数の上限下限は設定しない。各会場の割り振りは組み合わせ作成時に行い、レフェリーは補欠名簿作成を行う。

(3) 団体戦でのポイントはそのまま補欠出場選手に与える。

(4) 補欠選手の補充は、組み合わせ作成時までは地区順位上位の選手、大会前日までは県大会出場選手を有する学校の中で地区順位上の選手、当日は名簿通りとする。

第8章 団体戦規定

(第1節 関東高校大会埼玉県予選)

第25条 出場規定

- (1) 関東高校埼玉県予選個人戦(県大会)に出場する選手(単複問わず)の学校は出場できる。
- (2) 県大会に出場する選手がいない学校は、東・西・南・北地区予選を経て出場する。
- (3) 地区予選を経て出場する学校の数、各地区において3、4校に1校の割合とする。
- (4) 登録人数が4名以上の学校は出場できる。

第26条 登録順位

- (1) 基本原則は、単の実力順に登録する。
- (2) 直前の(以下略)県大会に単で出場した者は、出場しない者よりも上位とする。
- (3) 県大会シングルス、ベスト32以上の者は、その結果を優先する。1～8位は順位決定戦の順位に従う。ベスト16、32で同ランクの者は校内順位での登録とする。地区予選の順位に従う必要なし。
- (4) ベスト64、128の者は同ランクとし、校内順位での登録とする。(ベスト128の者がベスト64の者より上でも構わない。)。ただし、地区予選16位まではその順位に従う。
- (5) 特別な場合(病気、怪我等)は、常任委員会で別途審議する。
- (6) シード候補校の登録順位については常任委員会で承認する。
- (7) シード校以外の学校の登録順位については、地区委員長が承認する。
- (8) 申込書提出後のメンバー変更は認める。ただし、顧問総会(組合せ抽選前)までとする。シード校のメンバー変更は委員長が確認する。

第27条 シード原則

- (1) 基本原則は、団体戦ポイント表に基づき、上位の学校からシード校とする。

※団体戦ポイント表

順位	1	2	4	8	16	32	64	128
単	100	80	64	52	40	32	12	8
複	100	80	64	52	40	16	12	

- (2) シード校数は12校としポイントで決める。ただし、同ポイントは抽選とし上位12校までをシードとする。
- (3) 県大会の出場数が2組(重複不可)に満たない学校は、シード対象外とする。
- (4) ポイント対象選手が学校の事情(学校行事)や個人の事情(退部、怪我、入院等)によりエントリーしていない場合は、その選手のポイントは加算しない。なお、その際当該校は事前に地区委員長に申し出る。
- (5) シード校の中で、一選手による大量ポイントの獲得がある場合は別途審議する。

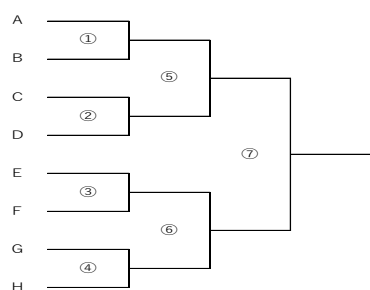
第28条 ポイントの付け方

- (1) 直前に実施する県大会を資料としてポイントをつける。
- (2) 各校単2名、複2名の計4名(重複不可)の戦績を合計する。
- (3) 複の個人ポイントは1/2とする。
- (4) 合計点が最大になるように配慮する。

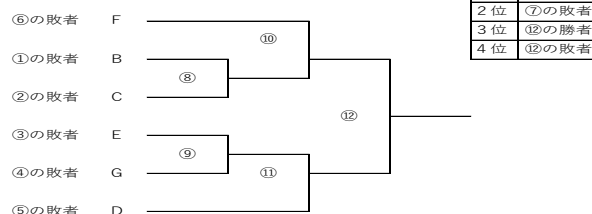
第29条 試合方式

- (1) 全て1セットマッチとする。
- (2) 代表校の決定方式を次のように定める。3校、4校でも同じ方式とする。
 - ①トーナメントを行い、優勝、準優勝を決める。
 - ②準決勝の敗者校と準々決勝敗者校で3位決定トーナメントを行う。詳細は次の通りとする。

本トーナメント（ベスト8以上）



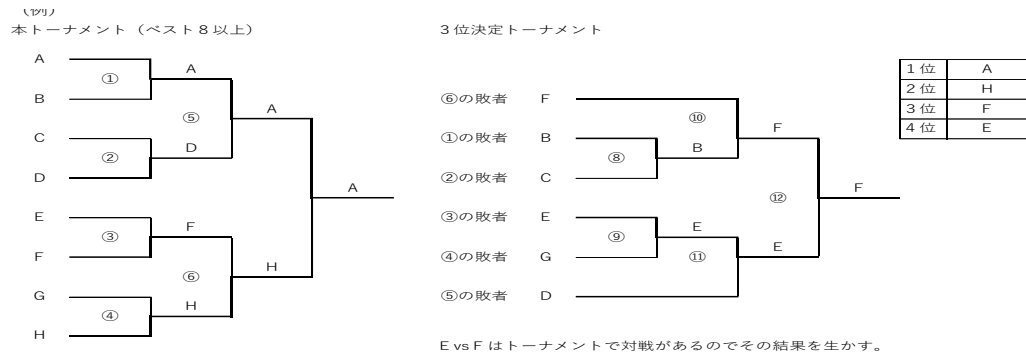
3位決定トーナメント



1位	⑦の勝者
2位	⑦の敗者
3位	⑫の勝者
4位	⑫の敗者

⑤の敗者と⑥の敗者を入替えることにより⑩と⑪が初対戦になる。

(例)



（第2節 全国高校大会埼玉県予選）

第30条 出場規定

- (1) 関東高校大会埼玉県予選団体戦ベスト8の8校が出場する。
- (2) 学欠場校が出ても、補充は行わない。

第31条 登録順位

- (1) 基本原則は、単の実力順に登録する。
- (2) 関東高校大会埼玉県予選団体戦の登録順位と同じものとする。
- (3) 直前の全国高校大会埼玉県予選個人戦の結果で変動があった場合は、その結果を踏まえ、専門委員長が承認する。
- (4) 申込書提出後のメンバー変更は1名に限り認める。大会初日受付時まで認める。

第32条 シード原則

- (1) シード順位1～4は、関東高校埼玉県予選団体戦の順位通りとする。
- (2) シード順位5～8は、当該校による抽選とする。抽選は関東高校埼玉県予選団体戦会場にて行い、直前の常任委員会において確認し決定する。
- (3) ただし、関東高校埼玉県予選団体戦の順位が1～8位までついている場合は順位通りとする。
- (4) 直前の常任委員会前に欠場校が出た場合は、シード順位を上詰めて、上位シードから順番に1回戦を不戦勝とする。
- (5) 直前の常任委員会後に欠場校が出た場合は、シード順位を上詰めて、当該校のみをドローから除く。

第33条 試合方式

- (1) 1回戦から準決勝、8ゲームプロセットマッチ。決勝、3セットマッチ。
- (2) 代表校の決定方式を次のように定める。
 - ①トーナメントを行い、優勝校を代表校とする。
 - ②辞退する学校が出た場合は、準優勝の学校を代表校とする。

(第3節 新人高校埼玉県大会 兼 関東選抜高校埼玉県予選団体戦)

第34条 出場規定

- (1) 新人高校埼玉県大会個人戦(県大会)に出場する選手(単複問わず)の学校は出場できる。
- (2) 県大会に出場する選手がいない学校は、東・西・南・北地区予選を経て出場する。
- (3) 地区予選を経て出場する学校の数、各地区において3、4校に1校の割合とする。
- (4) 登録人数が7名に満たない学校でも、4名以上で出場でき、関東選抜高校大会代表とすることができる。

第35条 登録順位

- (1) 基本原則は、単の実力順に登録する。
- (2) 直前の(以下略)県大会に単で出場した者は、出場しない者よりも上位とする。

- (3) 県大会シングルス、ベスト32以上の者は、その結果を優先する。1～8位は順位決定戦の順位に従う。ベスト16、32で同ランクの者は校内順位での登録とする。地区予選の順位に従う必要なし。
- (4) ベスト64、128の者は同ランクとし、校内順位での登録とする。(ベスト128の者がベスト64の者より上でも構わない。)。ただし、地区予選16位まではその順位に従う。
- (5) 特別な場合(病気、怪我等)は、常任委員会で別途審議する。
- (6) シード候補校の登録順位については常任委員会で承認する。
- (7) シード校以外の学校の登録順位については、地区委員長が承認する。
- (8) 申込書提出後のメンバー変更は認める。ただし、顧問総会(組合せ抽選前)までとする。シード校のメンバー変更は委員長が確認する。

第36条 シード原則

- (1) 基本原則は、団体戦ポイント表に基づき、上位の学校からシード校とする。

※団体戦ポイント表

順 位	1	2	4	8	16	32	64	128
単	100	80	64	52	40	32	12	8
複	100	80	64	52	40	16	12	

- (2) シード校数は12校としポイントで決める。ただし、同ポイントは抽選とし上位12校までをシードとする。
- (3) 県大会の出場数が3組(重複不可)に満たない学校は、シード対象外とする。
- (4) ポイント対象選手が学校の事情(学校行事)や個人の事情(退部、怪我、入院等)によりエントリーしていない場合は、その選手のポイントは加算しない。なお、その際当該校は事前に地区委員長に申し出る。
- (5) シード校の中で、一選手による大量ポイントの獲得がある場合は別途審議する。

第37条 ポイントの付け方

- (1) 直前に実施する県大会を資料としてポイントを付ける。
- (2) 各校単3名、複4名の計7名(重複不可)の戦績を合計する。
- (3) 複の個人ポイントは1/2とする。
- (4) 合計点が最大になるように配慮する。

- (5) 7名に満たない登録校については、実際に試合を実施する組合せで計算をし、ポイントをつける。(4、5名登録校は単2名・複2名の計4名。6名登録校は単2名・複4名の計6名。) この場合、県大会の出場数が3組に満たない学校は原則としてシード対象外とするが、特に必要な場合は常任委員会で別途審議する。

第38条 試合方式

- (1) 全て1セットマッチとする。
- (2) 代表校の決定方式を次のように定める。
- ①トーナメントを行い、1、2位の学校を代表校とする。
- ②決勝敗者校と3位決定戦勝者校が直接の対戦を行っていない場合は、2位決定戦を行う。
- ③辞退する学校が出た場合は、3位の学校を代表校とする。
- (3) 7名に満たない登録校の対戦について。
- ①4、5名登録校は、S1、D1、S2の試合を行う。D2、S3は不戦敗とする。
- ②6名登録校は、S1、D1、S2、D2の試合を行う。S3は不戦敗とする。
- ③不戦勝は60とする。
- ④6名登録校同士の対戦で勝敗が2勝2敗となった場合、取得ゲーム率で勝敗を決める。それでも決まらない場合はS1勝者の勝ちとする。
- ⑤6名登録校と4、5名登録校の対戦は、S1、D1、S2の試合を行う。D2は6名登録校の不戦勝とする。対戦で勝敗が2勝2敗となった場合、取得ゲーム率で勝敗を決める。それでも決まらない場合はS1勝者の勝ちとする。
- ⑥4、5名登録校同士の対戦は2ポイント先取した方を勝ちとする。

第9章 その他の大会規定

第39条 使用球

- (1) 男女共に「US OPEN EXTRA DUTY」とする。

第40条 個人情報保護法施行に伴う大会参加

- (1) 埼玉県高等学校体育連盟からの文書をテニス専門部ホームページよりダウンロードし、各校テニス部員・保護者に配布し、理解と承諾の徹底を図る。
- (2) 大会開催中の写真撮影は、各校引率責任者または本部役員の許可を得て行わせる。

第41条 引率責任者

- (1) 個人戦では、多会場に分かれる場合があるのでレフェリーに入らない会場の生徒と連絡が取れる体制を整えておく。
- (2) 団体戦においては、必ず1名引率しなければならない。顧問1名である場合は、学校長が認める者を必ず引率責任者とする。
- (3) 団体戦でのベンチコーチは次のように定める。
 - ①受付の際、引率者も出席を必ず届け出る。不在の場合は出場を認めない。
 - ②参加申込書の引率者の欄には、顧問またはコーチの氏名を記入する。(各欄に1名記入)
 - ③試合毎に提出するオーダー用紙にベンチコーチを記入する。
 - ④申込書の引率者の欄に記入がある者のみ、ベンチコーチとなりえる。ただし、ベンチコーチを試合ごとに変更することは認める。変更はオーダー用紙提出時点のみとする。

第42条 第1条(1)～(5)の大会及び各地区、各支部大会の細則

- (1) 1セットマッチまたは8ゲームプロセットマッチを行う場合、1ゲーム終了後のエンドチェンジ時も次のポイントまでの90秒間で休憩を取ることが出来る。団体戦の場合、ベンチコーチによるアドバイスも認められる。
- (2) 専門部が認めたドクターやトレーナーを大会に常駐させることができる場合、メディカルタイムアウトを各試合1人1回、3分以内で取ることができる。
- (3) 専門部が認めたドクターやトレーナーを大会に常駐させることができない場合メディカルタイムアウトを取ることはできない。ただし、出血を伴うケガ(鼻血を含む)の場合、教育的配慮として出血が止まるまで試合を※中断する。(※中断:外部との接触が可能。止血処置、助言等を受けることができる)
- (4) 選手はバッグなどの荷物をベンチに置いて試合を行うものとする。ただし、タオルに限りコート of の最も後方かつサイドラインの外側に置くことを認める。
- (5) 気象状況に合わせ、ウォームアップスーツの着用を認める場合がある。その際の服装は、テニスの出来る服装とする。なお、服装が適切であるかはレフェリーが判断する。

第43条 関東高校大会埼玉県予選個人戦の地区予選におけるストレートイン

- (1) 前年度の全国高校大会に出場した選手(ペア)や、前年度の新人大会埼玉県大会において上位に進出した選手(ペア)については、各地区予選において、埼玉県大会への出場を決定した段階から組合せに組み込み順位を決定する。どの段階から組み込むか等の具体的な方法は、地区ごとに決定する。

第10章 大会参加の例外規定

第44条 大会の欠場や途中からの参加の規定

- (1) 第1条(1)～(3)及び地区予選の日程が、以下の項目に該当する場合、各大会の欠場を認め、順位決定方式を各地区、総務部で検討し専門委員長が裁定を下す。

①(関東・全国高体連、関東・日本テニス協会が主催する)関東・全国規模の大会に出場。

②(関東・全国高体連、関東・日本テニス協会に選抜され)県外や国外への遠征。

※該当地区委員長は、地区予選以前に専門委員長の了解を得る。

※地区予選では、順位戦を行えない場合は地区の話し合いで順位を決定する。

※関東高校大会埼玉県予選・全国高校大会埼玉県予選では、順位戦を必ず行う。

第11章 大会企画運営規定

第45条 第1条(1)～(5)の大会の企画運営を規定

- (1) ①関東高校大会埼玉県予選個人戦、②同団体戦、③全国高校大会埼玉県予選個人戦・団体戦、④新人高校埼玉県大会個人戦、⑤同団体戦の5大会を各地区輪番で担当する。

- (2) 企画は次のように定める。

①ディレクター [担当地区委員長]

※コート割り、大会表紙作成、レフェリー割振り、常任委員会提案。

②競技上の注意 [審判部]

※競技上の注意検討、作成。

③ドロー作成準備 [競技進行部]

※記録部と連携し、ドロー入力、印刷。

④記録管理 [記録部]

※記録部長と連携し、各地区からの記録集約。大会結果を集約し、ディレクター、専門委員長、WEB部、全国高体連、新聞各社へ送付。

⑤経費割振 [会計部]

※会場費、昼食費、コート使用料等割振り。

⑥HP掲載 [WEB部]

※大会表紙、組み合わせ、結果のHPへの掲載。

- (3) 運営は次のように定める。

※団体戦初日、個人戦初日2日目は、地区を問わず常任委員がレフェリーを行う。

※団体戦2日目、個人戦3日目以降は、下記の役割の者を各会場3名以上、各地区で必ず配置する。

①レフェリー [担当地区委員長・審判部]

※全体の指揮、トラブルへの対応。

②進行・記録 [競技進行部（記録部の業務を兼務）]

※受付、進行。結果受付、記録管理、結果の記録担当者への連絡。

③庶務全般 [庶務部]

※本部設営、諸注意司会、昼食手配、放送準備、コート使用料払い込み、ゴミ管理。

④RU(ロービングアンパイア) [全常任委員]

※試合進行中、各会場の役員となっている常任委員は、随時見回りを行う。特に、団体戦2日目、個人戦3日目以降は、可能な限り配置する。

第12章 レフェリー規定

第46条 第1条(1)～(5)の大会及び各地区、各支部大会のレフェリーの規定

- (1) レフェリーは、各校の引率顧問(教諭)が行なう。各地区、支部大会においては、全ての顧問がレフェリーを行う。特に、地区大会個人戦においては、大会1日目2日目は、多会場に分散するが、各校の引率顧問はいずれかの会場のレフェリーに入ることを原則とする。県大会においては、常任委員が行う。
- (2) レフェリーは、参加選手が試合をするに相応しい環境を準備し、かつ大会の円滑な運営をはかり、また選手のマナー向上に努力するものとする。
- (3) 用意する物品。
 - ①筆記用具(ホワイトボードマーカー、掲示用マジック、記録記入用ボールペン)
 - ②大会表紙
 - ③大会ドロー表
 - ④ホワイトボード(オーダー・オブ・プレー用ボード)
 - ⑤スコアカード及びボード
 - ⑥会計報告用紙
 - ⑦「TENNIS RULE BOOK」
 - ⑧ゴミ袋
 - ⑨白紙(進行一覧表、連絡掲示物等の記入用)

- ⑩ 試合球(ロストボール用)
- ⑪ セロテープ(掲示用)
- ⑫ 雑巾
- ⑬ 賞状、メダル(表彰がある場合)
- ⑭ 時計(ストップウォッチ機能付)

(4) 試合直前の準備。

- ① 試合会場には、試合開始の1時間前までに着く。
- ② コートの状況、シングルスティック、ネットの高さの確認をする。
- ③ スコアカードを準備する。
- ④ 集合時間(試合開始10分前)の20分前から受付を開始する。※挨拶の励行。
- ⑤ 受付時確認事項は次の通りとする。
 - i 選手のテニス・ウェアを確認する。
 - ii ダブルスはペアで受付を行わせる。
 - iii ドロー番号、所属、氏名を確認する。
 - iv 団体戦では、登録メンバー全員と引率者を、申込書を読み上げ確認する。
 - v 選手が挨拶ときちんとした態度で受付ができるように留意する。
 - vi 受付を行っていない選手がいる場合は、放送等で受付を行うように促す。
 - vii 更衣室がある場合は、指示する。

(5) 諸注意

- ① 集合時間(試合開始10分前)に、集合させて行う。
- ② 競技上の注意、試合に関する基本的なマナーの確認。
- ③ 敗者審判制(初回戦のみ対戦校で出し合う)の確認、スコアカード使用の連絡。
- ④ コート割り振り、試合順の連絡。
- ⑤ 会場の連絡、注意。(トイレ、貴重品の管理、ゴミの持ち帰り等)
- ⑥ 初回戦の指示。

※地区大会等でコートの準備が出来ていない場合は、コート準備も指示

- ⑦ 諸注意が終わり、最初の試合が開始されたら、大会が開始したことを本部に連絡をする。

⑧気温が13℃以下の場合は、ウォーム・アップ・ウェアの着用を認める。

(6) 不在者の扱い

①個人戦では、受付を行っていない選手は、当該会場の受付終了時点で、W.O.(ウォーク・オーバー)とし、放送等により宣言し対戦相手選手に伝える。

②団体戦では、引率者不在の場合は、当該会場の受付終了時点でW.O.(ウォーク・オーバー)とし、放送等により宣言し対戦相手校に伝える。登録メンバーに不在者がいた場合は、当該選手の対戦のみをW.O.とする。

③団体戦では、選手が不在であった場合でも、翌日以降再度受付し出場することができる。

④不在によるW.O.が発生した場合、本部に連絡する。

(7) 悪天候、コート状況不良の際の対応

①大会本部に連絡をとり、指示を仰ぐ。

②集合時間に選手を集め、変更事項(待機、会場移動、日程会場変更等)の連絡をする。連絡事項は必ず掲示する。

③出欠はとらなくてもよい。(会場にいなくてもW.O.にはならない)

(8) 試合の運営。

①進行表を作成する。試合進行はオーダー・オブ・プレーで行う。ボードや本部席に進行一覧表を掲示し、選手自身に確認させる。

②審判からの報告を受け、進行表に結果を記入する。

③1セットマッチや8ゲームプロセットマッチの試合の場合は、5分間の休憩をとる。ただし、3試合連続となる場合や気温が高い猛暑の場合は、10～20分間とする。3セットマッチの場合は30分間の休憩をとる。

④1日の試合数が9セットを越えないようにする。ただし、シングルスのみでの9セットは避ける。

⑤最終試合の後、対戦者同士で後片付け、コート整備をするように指示する。

⑥大会日程が継続する場合は、関係選手を集めて日程を確認する。

⑦降雨などやむを得ず試合が中断する場合は、出来るだけ偶数ゲーム終了後に中断する。その際、スコア・サーバー・コートの位置を確認しておく。

(9) クレーム・問題点への対応。

①大会本部において、レフェリーは常に試合に注意を払い、何かあった場合は直ちに対応できる準備をしておく。

②ジャッジ(アウト・セーフ等)に対して審判の判断を覆せない。

③ルール上の問題に対しては、「TENNIS RULE BOOK」に基づき処理する。

④審判がきちんと役割を果たしているか、チェックする。

(10) 試合終了後の業務。

①会場内を見回り、ごみ・忘れ物の回収を行う。

②トイレ、更衣室、クラブハウス等の点検、確認を行い、必要があれば清掃を行う。

③大会本部へ終了連絡をする。

④記録を整理し、直ちに記録担当者へ連絡(メール、ファックス、電話等)する。特に、県大会においては新聞各社への報告を18:00までに行う必要があるため、遅れないようにする。

(11) 県団体戦レフェリーの選出方法。

①大会レフェリー(地区委員長)が、大会会場毎の各地区の担当会場と人数の案を作成する。

②各地区委員長は、出場校でない常任委員に協力を要請する。

③次に各地区委員長は、出場校の常任委員に希望を募る。

④シード候補校の常任委員はレフェリーに入れない。地区常任委員であってもレフェリーに入ることはできる。

附則

本規定は、平成24年4月1日より施行する。

本規定は、平成25年4月1日より一部改正し施行する。

本規定は、平成26年4月1日より一部改正し施行する。

本規定は、平成27年4月1日より一部改正し施行する。

本規定は、平成28年4月1日より一部改正し施行する。

本規定は、平成29年4月1日より一部改正し施行する。

本規定は、平成30年4月1日より一部改正し施行する。

本規定は、令和元年5月1日より一部改正し施行する。

本規定は、令和3年9月1日より一部改正し施行する。

本規定は、令和3年10月1日より一部改正し施行する。

本規定は、令和4年5月1日より一部改正し施行する。

本規定は、令和5年5月10日より一部改正し施行する。

本規定は、令和6年5月10日より一部改正し施行する。

本規定は、令和6年11月1日より一部改正し施行する。

本規定は、令和7年5月15日より一部改正し施行する。

本規定は、令和7年11月1日より一部改正し施行する。